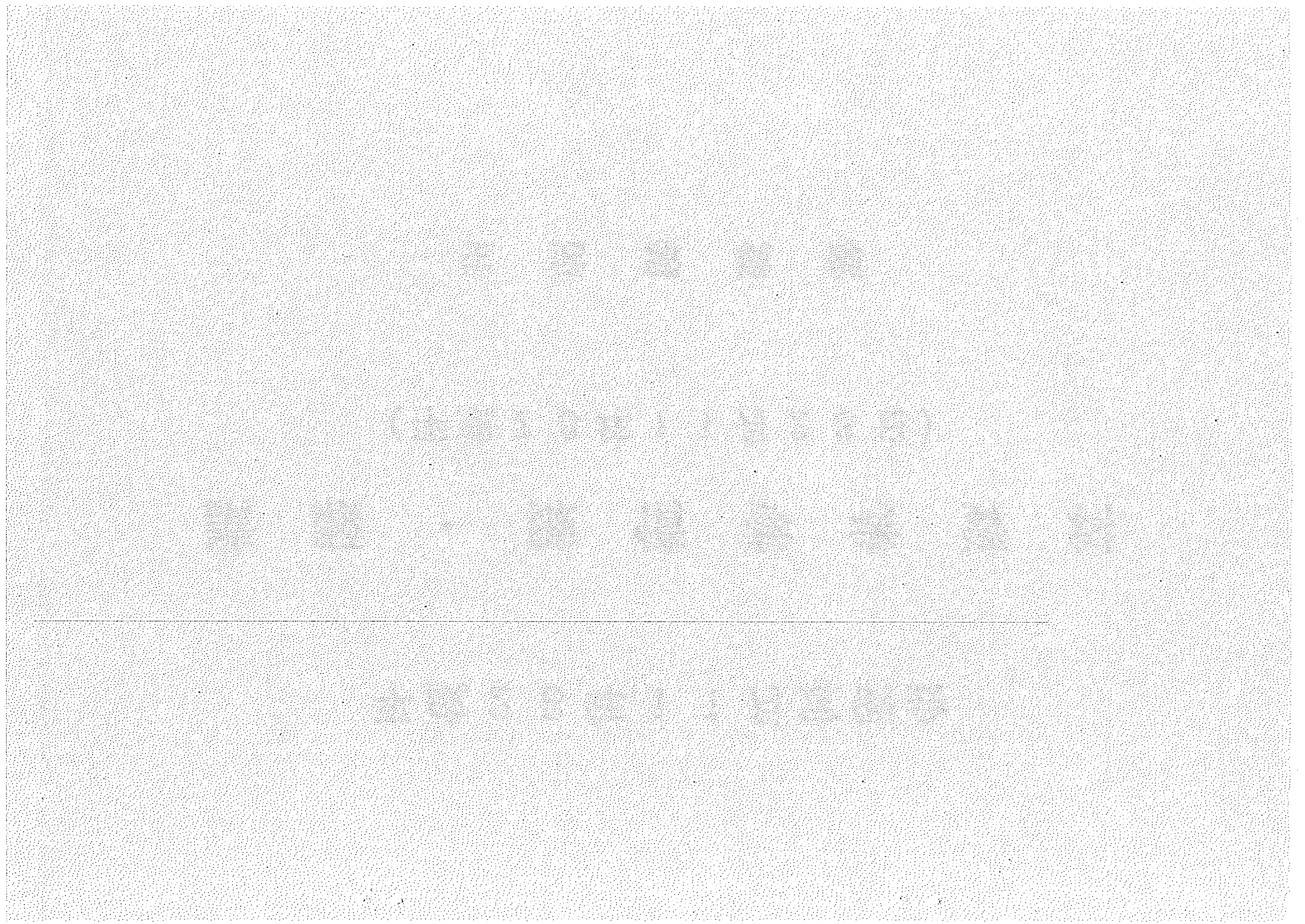


平成28年11月定例会

請願・陳情參考資料

(平成28年11月28日)

生活環境部



受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年-37 (H28.11.25)	生活環境部	消費生活センターのメール 相談に対する回答について 倉吉市 足羽 佑太	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陳情28年-13「消費生活センターにおける相談方法の拡充について」にかかる趣旨採択を受けて、センターでは、ホームページ等を活用し、メール相談受付について外部への周知を行ったところである。 ○ メールでの相談は、的確な助言を行うための情報が十分に得られないことから、メール内容だけで判断し、相談者が不利益を被ることのないよう、電話または来所いただき相談内容を十分に聞き取ることが望ましい。したがって、メール相談は主に初回の受付に活用することとし、今後の円滑な相談対応につなげることとしている。 (上記趣旨採択理由のとおり) ○ なお、広島県や岡山県では、県内市町村への専門相談員の配置が当県ほど進んでいないため、メール相談が積極的に活用されていると思われる。 その場合も、典型的な相談のみメールで回答する等その運用は限定的である。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
28年-27 (H28.9.29)	生活環境部	<p>中部消費生活センターにおける月曜日等の来所相談の開始について</p> <p>倉吉市 足羽 佑太</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、中部地区の相談業務は県と中部ふるさと広域連合がNPO法人に委託実施しており、倉吉交流プラザ2階に2名(県1名、広域連合1名)の専門相談員が常駐し、相談業務に当たっている。(開所日:火曜日~土曜日) ○ 平成25年度までは月曜日も開所し、相談を受けていたが、一日平均3名以下と相談者が少なかったため、平成26年度から月曜日に替わり土曜日に開所し、相談業務を受けよう変更した。その結果、平成26年度は相談が年間約100件増加した。 平成25年度:775件 → 平成26年度:874件 ○ また、月曜日の来所相談受付は中部ふるさと広域連合が北栄町北条庁舎で実施しており、中部地区では、月曜日から土曜日までの間来所相談できる体制が整っている。 ○ なお、中部を震源とする地震発生(10/21)後、震災による混乱に便乗した悪徳商法への注意喚起を促すチラシを市町村や避難所に配布するとともに、当面の間、月曜日から日曜日まで相談時間を延長し、消費生活相談を受けている。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況										
28年-30 (H28.11.22)	生活環境部	鳥取県中部地震を受けた防災体制の強化（住宅支援関係）について 倉吉市 足羽 佑太	<p><住宅支援の状況></p> <p>○ このたびの地震では、半壊にまで至らない被災規模の小さい一部破損の住宅が多数発生したことから、これら被災住宅の再建・修繕を幅広く支援するため、既存の「被災者住宅再建支援制度」を拡充するとともに、「被災者住宅修繕支援金」を創設し、当面必要と見込まれる予算について、10月補正（専決処分）で措置するとともに、11月補正で所要の増額を提案しているところである。</p> <p>【10月補正（専決処分）】</p> <table border="0"> <tr> <td>鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> </table> <p>【11月補正】</p> <table border="0"> <tr> <td>鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業</td> <td style="text-align: right;">1,201百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">〔</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>うち被災者住宅再建支援補助金</td> <td style="text-align: right;">1,341百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（被災者住宅再建支援基金充当額</td> <td style="text-align: right;">1,192百万円）</td> </tr> <tr> <td>うち被災者住宅修繕支援金</td> <td style="text-align: right;">360百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">〕</p> <p><国への要望状況></p> <p>○ 国に対しては、既存の被災者再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法等に基づく支援制度の拡充等により、幅広く生活支援を行うよう、すでに緊急要望を行っている。（安部晋三内閣総理大臣、松本洋平内閣府副大臣等）</p>	鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業	500百万円	鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業	1,201百万円	うち被災者住宅再建支援補助金	1,341百万円	（被災者住宅再建支援基金充当額	1,192百万円）	うち被災者住宅修繕支援金	360百万円
鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業	500百万円												
鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業	1,201百万円												
うち被災者住宅再建支援補助金	1,341百万円												
（被災者住宅再建支援基金充当額	1,192百万円）												
うち被災者住宅修繕支援金	360百万円												

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年-33 (H28.11.22)	生活環境部	鳥取県消費生活センターの公営化及び国に対し消費生活センターのあり方の検討を求める意見書を提出することについて 倉吉市 足羽 佑太	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活相談に関する相談事案が年々複雑困難化する中、市町村が単独で相談員を確保・育成することが困難であること等から、平成28年4月に消費者安全法が改正施行され、相談業務の外部委託が新たに規定された。 ○ これに先立ち本県では、相談員の身分の安定による相談スキルの蓄積や市町村の相談員の確保等を目的に、平成24年1月に県の相談員（非常勤職員）を中心にNPO法人コンシューマーズサポート鳥取が設立され、平成24年4月から5年間県及び市町村では同法人に相談業務を委託実施している。 ○ これにより、県では消費生活相談の状況を一元的に把握し、消費者行政に活かすことができている。また、市町村では、単独では確保が困難な相談員を確保・配置することができている。さらに相談員は、相談スキルの蓄積により専門性が確保できている。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年-19 (H28.8.22)	生活環境部	<p>理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の改正について</p> <p>鳥取市職人町二十九番地 若桜ビル 2F</p> <p>鳥取県理容生活衛生同業組合 理事長 福間 英年</p>	<p><本県における規制緩和と衛生確保への取り組み></p> <p>○県ではこれまで、規制緩和の観点から、設備面での規制は最小限とし、指導等の徹底により衛生面の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年の条例改正では、作業室の面積要件や収納設備の設置義務の撤廃等の規制緩和を行っている。 ・毎年、県理容組合・県美容組合が実施する衛生知識の普及を図る研修会等に対し講師派遣や補助金交付等の支援を行い、衛生面の取組推進を図っている。 <p><洗髪設備の設置義務化に係る他県の条例規定状況></p> <p>規定あり・・・31 規定なし・・・16</p> <p>○平成12年制定（北海道など9道県）：第一次地方分権改革により理容所の衛生上必要な措置を「都道府県が条例で定める」とこととされた際に、条例で規定する衛生措置の内容について理容組合の意見を聞き取るなどの手続きを経て条例で規定された。</p> <p>○平成20～22年制定（宮城県など12県）：平成19年に全国理容生活衛生同業組合連合会が「洗髪施設の設置義務の条例化」をしていない自治体に対し条例化の要請活動を強化した。</p> <p><洗髪設備の設置を義務付ける条例を制定している道県における状況></p> <p>○カットを専門に行う施設では依然として洗髪サービスの提供は行われず、洗髪設備が設置されていても使用されていない状況にある。（洗髪行為を義務付けた自治体はない。）</p> <p>○他方、整髪料等が客の頭皮に合わない場合や切った毛髪が目に入った場合等不測の事態には必要となる場合もある。</p> <p>○県民アンケートを実施した4県（義務化しなかった2県を含む）では、洗髪設備がない施設について、不衛生だと思わないとの意見が6割から8割程度、不衛生だと思うとの意見が2割程度であった。また、3県では理美容所で使用される器具等の衛生確保を要望する意見が見られた。</p> <p><参考>他県の条例改正時のパブリックコメントでの意見（主なもの）</p> <p>（肯定的意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗髪をしないと切った髪が残ったりするので不衛生である。 ・洗髪設備は設置義務があるものと思っていた。 ・カット前に洗髪を行うことで理美容師がカットしやすくなる。 <p>（否定的意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗髪は多様なサービス形態の中から消費者自身が選択すべきことである。 ・理美容組合からの圧力で、カット専門店を排除するような規制に思われる。 ・洗髪設備よりも鉢や櫛等の消毒や理美容師の手洗い等の衛生管理が必要ではないか。

